

【情報提供】労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等（代替化学名等関係）の施行について他

2月20日に、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和8年1月20日厚生労働省令第3号）が1/20付け、「労働安全衛生規則第34条の2の6の2の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの」（令和8年2月20日厚生労働大臣告示第42号）等が2/20付けで公布等された旨、直下のメールにて情報提供させていただきました。

今回、以下の関連通達において「2 指針関係 (2) 代替化学名の命名方法 第5の代替化学名等による通知を行う場合の記載方法等に関連して、代替化学名等の具体的な記載方法に関するマニュアルを別途発出予定であること。」

と、お示しておりました、代替化学名等作成マニュアルを発出いたしましたのでご連絡いたします。

●関連通達（2月20日送信のものを再共有）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等（代替化学名等関係）の施行について（令和8年2月20日付け基発0220第5号）[122KB] << OLE Object: Picture (Device Independent Bitmap) >>

●代替化学名等作成マニュアル [881KB]

上記マニュアルは以下のURLで掲載しております。

[職場における化学物質対策について | 厚生労働省](#)

[化学物質による労働災害防止のための新たな規制について | 厚生労働省](#)

お忙しいところ恐縮でございますが、ご確認のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

厚生労働省 労働基準局安全衛生部
化学物質対策課 化学物質評価室
TEL（代表）：03-5253-1111（内線5512）
FAX：03-3502-1598

【情報提供】労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等（代替化学名等関係）の施行について他

標記の件につきまして、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和 8 年 1 月 20 日厚生労働省令第 3 号）が 1/20 付け、「労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 6 の 2 の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの」（令和 8 年 2 月 20 日厚生労働大臣告示第 42 号）等が本日 2/20 付けで公布等されましたので、関連法令・関連通達等を情報提供させていただきます。

関連法令

・省令

<< OLE Object: Picture (Device Independent Bitmap) >> 「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和 8 年 1 月 20 日厚生労働省令第 3 号） [7.2MB] << OLE Object: Picture (Device Independent Bitmap) >>

・告示

<< OLE Object: Picture (Device Independent Bitmap) >> 「労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 6 の 2 の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの」（令和 8 年 2 月 20 日厚生労働大臣告示第 42 号） [186KB] << OLE Object: Picture (Device Independent Bitmap) >>

・指針

通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針（通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第 1 号） [148KB] << OLE Object: Picture (Device Independent Bitmap) >>

関連通達等

<< OLE Object: Picture (Device Independent Bitmap) >> 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等（代替化学名等関係）の施行について（令和 8 年 2 月 20 日付け基発 0220 第 5 号） [122KB] << OLE Object: Picture (Device Independent Bitmap) >>

<< OLE Object: Picture (Device Independent Bitmap) >>

通達（周知依頼）

<< File: 【基発 0220 第 1 号】 営業秘密指針に係る周知依頼（関係団体）.pdf >>

上記省令等は以下の URL で掲載しております。

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について | 厚生労働省

お忙しいところ恐縮でございますが、何卒よろしくお願いいたします。

厚生労働省 労働基準局安全衛生部
化学物質対策課 化学物質評価室
TEL（代表）：03-5253-1111（内線 5512）
FAX：03-3502-1598
